

西宮市立中央病院会計年度任用職員の給与等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立中央病院の会計年度任用職員の給与等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、西宮市立中央病院会計年度任用職員の勤務時間、その他の勤務条件に関する規程(令和2年西宮市病院事業管理規程第11号)の例による。

(給料及び報酬)

第3条 会計年度任用職員の給料及び報酬は、A職員については、別表第1に定める月額を基本とし、B職員については、別表第2に定める日額を基本とする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

別表第1(第3条関係)

職務の級	標準的な職務	月額(※)
1級	定型的・軽易な業務	161,300円
2級	専門的知識・経験を要する業務	170,900円
3級	相当高度の専門的知識・経験を要する業務	180,500円
4級	高度の専門的知識・経験を要する業務	190,200円
5級	特に高度の専門的知識・経験を要する業務	199,600円
6級	極めて高度の専門的知識・経験を要する業務	217,600円
7級	その他	別に定める

(※) 週勤務時間が30時間の場合の額。週勤務時間が30時間以外の場合は、当該週勤務時間により比例計算して得た額(100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)。

別表第2(第3条関係)

職種	日額(※)	職種	日額(※)
事務	7,760円	看護師	12,010円
医療クレーク	7,760円	薬剤師	14,280円
メディカルアシスタント	8,010円	理学療法士	18,010円
診療情報管理士	8,960円	臨床検査技師	11,380円
電話交換手	7,840円	放射線技師	11,550円
ナースエイド	8,860円	管理栄養士	9,500円
リハビリ助手	10,260円	言語聴覚士	15,580円

(※)一日の勤務時間が7時間45分の場合の額。一日の勤務時間が7時間45分以外の場合は、当該勤務時間により比例計算して得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。